

「終身サポート事業者」ガイドライン^⑱

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の本文につづく参考として設けられている「高齢者等終身サポート事業に関連する制度・事務に関する政府の取組について」という項目について、前回から引き続き解説いたします。



「今後の課題」では、前置きとして「関係する制度の見直し等の必要な検討を進める」と明記し、①重要な治療方針のこと

と、②介護保険外サービスのこと、③死亡届の届出資格者のこと、④成年後見制度の見直しのこと、⑤事業者の認定制度の検討のことという5点が示されています。

いずれも、これまで「身寄りなし問題に身寄りなし」と言われてきたことを考えると、ここまで踏み込んだ内容に言及されていること自体が驚くべきことです。これからの日本の人口構成や家族構成を考慮して、頼れる家族がない状況で老後とその先を迎える人が増えていく段階では高齢者等終身サポート事業者が提供する事業が必要であるということ、このガイドラインを連名で策定した全省庁が理解しているということ、今後の検討により、具体的な制度変更や制度設計が行われていくことが待たれます。

一つ目は「重要な治療方針に関する事業者の関わり方」についてです。頼れる家族がない方が医療を必要とする場合に備え、多くの事業者では事前にその人が作成した意思表示の書面などを保管し、本人の意思を代弁する関わり方が想定され、これからの多死社会において重要になってくると指摘した上で、こうした事業者の関わり方の実態把握を行い、その担うべき役割や留意事項等を示すべきことが明記されています。これまでも事業者の多くが事実上行ってきたことであり、逆に成年後見人等はこうした関わり方をしない・できないとしてきたことなので、このような実態把握と制度構築により、終身サポート事業者がこうした関わりを堂々と役割としてできるようになることが望まれます。

二つ目の「介護保険外サービス」の整理についてです。これまでは、死後事務も含め、ケアマネジャーや介護職員等が、頼れる家族がない高齢者等の課題に対応せざるを得ない現状があり、こうした点の実態把握を行い、必要な対応を行うと明記されています。介護保険の登場人物が関われば、ケアマネジャーは利用者負担なし、介護職員も利用者負担は1割～多くても3割という状況で、終身サポート事業者など介護保険外の事業者が事業としてこうした支援を行えば当たり前前に全額利用者負担となることから「これまではケアマネさんが（タダで）やってくれたのに」という利用者の理解が得られないことが課題となるものと予想されます。そのためにも、ケアマネジャーの役割、介護事業者の役割をしっかりと線引きし、出来ることと出来ないことを明確化しないと、ただ目の前の人困っているからという理由だけで無償で支援をしてしまふことで、それが常態化してしまうというリスクを大きくしてしまうことを、社会全体が理解すべきです。

三つ目以降は、次回引き続き解説いたします。